

関西広域連合域内企業への手数料等の減免について

和歌山県以外に住所又は事業所を有する者からの申請に基づく受託試験の手数料及び機器貸付の利用料金は当該手数料等の2割を加算した額となっていました。関西広域連合内企業の利便性向上を図るため受託試験の手数料等について平成24年4月1日から、下記対象者に限り加算額を減免してご利用いただけます。

詳細については、企画総務部へお問い合わせください。

対象者：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県に住所又は事業所を有する者

※ なお、詳細については下記のURLをご参照ください。

[☞「工業系公設試験研究機関における機器の利用等に係る割増料金の解消」について](#)

掲載日付: 2012 年 04 月 01 日